

佐野市工事成績評定結果活用型入札実施要領

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の品質確保及び請負業者の施工管理能力、技術力向上等を図るため、佐野市建設工事成績評定要領により採点された工事成績評定点（以下「評定点」という。）の結果に基づき、入札参加の優遇措置（以下「優遇措置」という。）又は入札参加の制限措置（以下「制限措置」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 優遇措置又は制限措置の対象となる入札は、市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事とする。

(対象となる工事)

第3条 前条に規定する入札の対象となる工事は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事とする。

(優遇業者)

第4条 優遇措置の対象となる業者（以下「優遇業者」という。）は、当該年度を除く過去3年間の評定点の平均が75点以上となる者とする。ただし、当該年度を含む過去3年間に65点未満の評定点を付与された者を除く。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、優遇業者を当該年度を除く過去3年間の評定点の平均点が75点以上となる者のうち評点の上位の者から順に選定された者とすることができる。

(優遇措置)

第5条 優遇措置は、優遇業者が参加することができる入札（以下「優遇工事入札」という。）を実施することとする。

2 優遇工事入札は、入札参加資格に該当する業者を8者以上確保することを原則とする。

3 優遇工事入札の優遇業者の数が8者に満たないときは、不足する優遇業者を評定点75点未満のうち上位の者から順に選定することができる。

4 優遇工事入札の優遇業者の数が8者以上である場合において、必要があると認めるときは、評定点75点未満のうち上位の者から順に5位以内の者を優遇業者とすることができる。

(制限業者)

第6条 制限措置の対象となる業者（以下「制限業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 60点未満の評定点を付与された者
- (2) 65点未満の評定点を付与された日から起算して2年を経過する日までの間に再び65点未満の評定点を付与された者

(制限措置)

第7条 制限業者は、工事成績評定結果を通知された日の翌日から1月を経過する日までの間においては、制限措置の対象となった工種の一般競争入札の参加を制限されるとともに、指名競争入札の指名に選定されないものとする。

- 2 佐野市工事成績評定点通知公表実施要領第4条の規定により成績評定の内容について説明を求めた者が、同要領第6条の規定による審査の結果、前条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、同要領第6条の規定による回答書を通知した日以降、前項の規定による制限措置を解除するものとする。

(共同企業体への適用)

第8条 共同企業体により施工された工事にあつては、当該共同企業体のそれぞれの構成員の評定点として取り扱うものとする。

- 2 前条第1項の規定による制限措置の期間中である者を構成員とする企業体は、同項の規定を適用されるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。